

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たち と は、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓しますので、宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書を提出します。

年 月 日

宣誓者

住 所

名 前

通称名

（子又は親を含めて宣誓する場合）

名 前

宣誓者との続柄

宣誓者

住 所

名 前

通称名

名 前

宣誓者との続柄

[代書の場合（要綱第4条）]

[代書者]（住所）

（名前）

※転入予定の場合

（転入予定日 年 月 日）

[新住所]

收受印

(裏面)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書

私たちは、「宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行うに当たって、次の事項について相違ないこと、及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、以下の内容が事実と異なる場合は、宣誓書受領証及び受領証カードを市に返還いたします。

記入日 年 月 日

名 前 _____ 名 前 _____

通称名 _____ 通称名 _____

【必ず確認の上、チェックしてください】

パートナーシップ宣誓に関する確認事項

- 一方又は双方が性的マイノリティであり、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約束していること。
- 宣誓する当日において、双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- 宣誓する当日において、一方又は双方が市内に住所を有し、又は3月以内に市内住所への転入を予定していること。
- 宣誓する当日において、双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- 双方が他自治体（本市とパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結している自治体を除く。）でパートナーシップに相当する宣誓をしていないこと。
- 宣誓者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族（以下「近親者」という。）の関係（養子縁組によって近親者になった者を除く。）にないこと。

ファミリーシップ宣誓に関する確認事項

- 宣誓者が上記パートナーシップ宣誓に関する確認事項に全て該当すること。
- 一方又は双方に子又は親が存在すること。ただし、当該子又は親が満15歳以上である場合は、当該子又は親をファミリーシップの一員として宣誓することについて本人の同意があること。
- 双方が他自治体で本市のファミリーシップに相当する宣誓をしていないこと。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここに受領証を交付します。

宝塚市は、全ての人個人として尊重され、自由で平等な社会で安心して暮らすことができ、誰もがありのまま自分らしく幸せに過ごせるまちづくりを目指しています。

今後とも、宝塚市でいきいきと輝き、活躍されることを期待します。

様

様

子又は親

様

様

宣誓日 年 月 日

年 月 日

宝塚市長 （ 署 名 ）

様式第3号（第7条関係）

（表面）

（市章） パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード	
宝塚市パートナーシップ・ファミリー シップの宣誓の取り扱いに関する要綱 に基づき、パートナーシップ・ファミリ ーシップ宣誓をされたことを証しま す。	第 号
様 _____ 様	(公印)
宣誓日	
年 月 日 宝塚市長	

（裏面）

<p>宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここに受領証カードを交付します。</p> <p>このカードは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓されたことを宝塚市が証すものです。法的な効力を有するものではありませんが、このカードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p>
子又は親のお名前
特記事項

備 考

- 1 特記事項には、通称名を使用している場合、戸籍上の氏名を記載するほか、再交付した場合や要綱第11条第2項により交付した場合の年月日を記載する。

様式第4号（第7条関係）
（表面）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票

様

様

以下のとおり、「宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」第4条第1項に規定する宣誓を受け付けました。なお、この受付票は 年 月 日限り、失効します。

受付年月日	年 月 日
受付番号	
受付印	

- 1 一方又は双方が宝塚市へ転入したことを証明する住民票を、下記期限までに提出してください。

提出期限： 年 月 日

上記期限までに提出がない場合は、宣誓要件を欠くものとして、連絡先へ宣誓書及び添付資料をお返しします。

※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

◆宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓についての問い合わせ

宝塚市総務部 人権平和室 人権男女共同参画課

電 話 0797-77-9100

FAX 0797-77-2171

(裏面)

■このパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票を提示されたみなさまへ

宝塚市は、性的マイノリティに対する社会的な偏見及び差別をなくし、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、宣誓者のお二人がパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行ったことを証明しています。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、宝塚市がその市政の中で運用するものであり、宣誓によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

この宣誓受付票は、宣誓者の双方が市外に居住していて、宝塚市に転入しようとしているときにお渡しするものです。宣誓者が宝塚市内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明するために活用いただくものですので、事業者のみなさまにおかれましては、この宣誓受付票の提示を受けた場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 宝塚市の「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」とは、

この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約した2人の者の関係をいいます。また、「ファミリーシップ」とは、パートナーシップ関係にある者が、互いの子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）も含め、互いに家族として生活を共に、又は共にすることを約した関係をいいます。パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、市長が、当該宣誓者をパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあると認めた場合に、当該関係についてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を交付することにより行われます。

2 パートナーシップの宣誓をすることができる人

申請をするには、次の4つを満たす必要があります。

- (1) 互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティの2人であること。
- (2) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (3) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 一方又は双方が市内に住所を有すること。
 - イ 一方又は双方が市内への転入を予定していること。
- (4) 次のいずれにも該当する1対1の関係にあること。
 - ア 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚関と同様の関係にある者も含む。）がいないこと及び当事者同士以外の者とパートナーシップの関係でないこと。
 - イ 宣誓しようとする者同士で、他自治体でパートナーシップを宣誓していないこと。
 - ウ 民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び民法第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）に規定する婚姻をすることができない者同士ではないこと。

※この宣誓書受付票は、上記（3）イ「一方又は双方が市内への転入を予定している」場合にお渡ししています。「市長が認める期間内」に転入したことを証明する住民票の提出があったときに、正式な宣誓書受領証を交付します。

3 ファミリーシップの宣誓について

双方の子又は親（満15歳以上の場合は、当該者の同意が必要）を含めてファミリーシップ関係にある旨を宣誓できます。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日付で交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、申請します。

1 再交付を希望する理由（いずれかにを入れてください。）

紛失

毀損

その他（ ）

届出日 年 月 日

（届出者）

（届出者）

住所 _____

住所 _____

名前 _____

名前 _____

収受印

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届

年 月 日付で申請しましたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の内容に変更が生じたため、宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により届け出ます。

1 変更事項（いずれかに☑を入れてください）

住所 名前 名前の追加、削除 その他

2 変更内容

変更前 _____

変更後 _____

3 変更日

_____年 月 日

届出日 _____年 月 日

(届出者)

(届出者)

住所 _____

住所 _____

名前 _____

名前 _____

(子又は親を含めて申請した場合)

名前 _____

名前 _____

(代筆者)

名前 _____

住所 _____

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により、受領証を返還します。

1 返還の理由（いずれかに☑を入れてください。）

宝塚市外へ転出

・転出先

・転出日

____年 ____月 ____日

死亡（☐子等との関係を証明するために受領証カードの継続所持を希望）

・亡くなった方

・亡くなった日

____年 ____月 ____日

パートナーシップの解消

・解消された日

____年 ____月 ____日

その他

・理由

・上記理由が発生した日

____年 ____月 ____日

届出日

____年 ____月 ____日

(住 所)

(住 所)

(名 前)

(名 前)

(通称名)

(通称名)

収受印

パートナーシップ宣誓申告書

（あて先）宝塚市長

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第2項の規定により、転入前の自治体において宣誓書受領証等に類する書類を交付されたことを申し出ます。

年 月 日

住所 _____

住所 _____

名前 _____

名前 _____

通称名 _____

通称名 _____

旧住所 _____

旧住所 _____

宣誓日 年 月 日

養子縁組 有 ・ 無

（代筆者）

住所 _____

名前 _____

* 交付された受領証等（すべて）及び住民票（写し）を添付して提出ください。

本申告書に基づき名前、通称名、旧住所及び新受領証等の交付日について、提出された受領証等を添えて転出元自治体へ通知することに同意します。

* 同意される場合は、してください。同意されない場合は手続きできません。

年 月 日

市（町）長

様

宝塚市長

パートナーシップ宣誓申告に係る通知書

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第3項の規定により、貴市町より本市に転入された方からパートナーシップ宣誓申告書の届出があり、本市において宣誓書受領証等を交付しましたので通知します。

届出のあった者

名 前 _____

名 前 _____

通称名 _____

通称名 _____

旧住所 _____

旧住所 _____

新受領証等交付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

添付書類 受領証等（ 人分）